

報告事項 3

神戸市立博物館と神戸松蔭女子学院大学との連携について

神戸市立博物館と神戸松蔭女子学院大学との連携について、以下のとおり報告する。

平成 28 年 11 月 1 日 提出

神戸市教育委員会

教育長 雪村 新之助

神戸市立博物館と神戸松蔭女子学院大学は、相互の人的・知的資源の交流や活用などにかかわる幅広い連携事業を相互に協力して実施することにより、地域貢献の進展及び教育・研究の充実に資することを目的とし、連携協定を締結する。

1. 連携協定の概要

- (1) 相互の人的・知的資源の活用による地域貢献事業
- (2) 相互の人的・知的資源の交流による教育・研究活動
- (3) その他、目的を達成するための人的・知的資源の交流活動

2. 調印式日時

- (1) 日 時 平成 28 年 11 月 20 日 (日) 12 時～
- (2) 場 所 神戸松蔭女子学院大学キャンパス内
- (3) 出席者 神戸市立博物館館長 梶本 日出夫
神戸松蔭女子学院大学学長 待田 昌二 氏

神戸市立博物館と神戸松蔭女子学院大学との連携協力に関する協定書（案）

神戸市立博物館（以下「甲」という。）と神戸松蔭女子学院大学（以下「乙」という。）は、地域貢献の進展及び教育・研究の充実に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙の間で相互の人的・知的資源の交流活用を図り、相互に有意義と認められる諸事業を行うことにより、甲及び乙における地域貢献の進展及び教育・研究の充実に資することを目的とする。

（事業内容）

第2条 甲と乙が協力して行う事業は次のとおりとする。

- (1) 相互の人的・知的資源の活用による地域貢献事業
- (2) 相互の人的・知的資源の交流による教育・研究活動
- (3) 前各号に定めるもののほか、前条に定める目的を達成するための甲乙相互間における人的・知的資源の交流活動

（実施条件等の決定）

第3条 事業の実施に関わる具体的な条件、方法等については、甲乙双方が必要に応じて個々に協議し、決定する。

（施設利用等の便宜供与）

第4条 甲と乙が連携協力するに当たっては、それぞれの職員、学芸員、教員、学生の派遣及び受入れ、並びに施設の利用等について、お互いに支障がない範囲において便宜を図るものとする。

（経費の負担）

第5条 甲と乙が連携協力するにうえで必要な経費の負担については、甲乙双方が必要に応じて協議し、決定する。

（協定の有効期間）

第6条 この協定は、締結の日から効力を生じる。

2 この協定は、甲乙いずれか一方が相手方に通告し、6ヶ月の予告期間を経た後に、終了することができる。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の中で変更を必要とする事項については、甲乙協議の上、その取扱いを決定するものとする。

以上の内容で協定を締結したことを証するため、協定書を2通作成し、署名押印の上、甲乙各1通ずつ保有するものとする。

平成28年 月 日

神戸市中央区京町24番地
甲 神戸市立博物館
館長 梶本 日出夫

神戸市灘区篠原伯母野山町1丁目2-1
乙 神戸松蔭女子学院大学
学長 待田 昌二